

行政手続き等に関するプロジェクトチーム提言（概要）

社会経済情勢の変化に対応し、必要となる規制は新設する必要があるが、既に役割を終え、不要になった規制については見直し・廃止をすることが望ましい。また、行政手続きの改革においては、事業者向けの行政手続きについても合理化を進めるべきである。加えて、行政改革は行政のコストの低減だけでなく、その質の向上を図ることも重要である。行政手続き等に関するPTは、このような認識の下、関係者や有識者からヒアリングを行い、議論を取りまとめ、ここに提言する。

（１）許認可等の整理合理化

- 国と民との間の許認可等の手続きで、適用件数が「０件」の状態が中長期にわたり続いているものについては、次期改正の機会を捉え、点検を行う。役割を終え、不要になったと判断できる手続きについては、廃止のために必要な措置を講ずる。あわせて、件数が不明の手続きに関しては、件数の把握に引き続き取り組む。
- 引き続き、行政手続きのDX化を推進し、そのコストを低減しつつ、社会のリスクを減らし、安全に安心して暮らせる社会を実現していく。
- 行政改革推進本部は、規制の新設審査において留意すべき観点を整理し、厳格な審査を行う。

（２）建設に関する行政手続きの合理化

- 建設行政書類の項目・フォーマットを統一化・簡素化すべき。
- アナログな手続きの洗い出し・優先順位の設定及びデジタル化へのロードマップの作成や、国による自治体への建設DX支援等も検討すべき。
- 補助金申請等において、申請書類の簡素化・統一化を図る。また、行政機関でデータを共有し、申請等のワンストップ・ワンズオンリー化を進めるべき。
- 建築確認手続きのオンライン申請・遠隔での検査業務の実施等を推進すべき。
- 建築確認手続きにおける消防同意については、共通基盤システムを整備し、自治体ごとにバラバラであった手続きを電子化・統一化すべき。
- 必要性の高い行政保有データを、機械判読可能な形で公開したうえで、インターネットによる閲覧を可能とするべき。また、特に必要性の高いデータから優先的に公開を進めるなど、ロードマップを作成の上推進すべき。
- 昨年度補正予算において整備された「建築BIM加速化事業補助金」と同様に建設分野のDX推進に特化した助成を新たに創設すべき。

（３）公共調達のあり方について

- ビルメンテナンス業務も「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の対象であるものの、実効性に欠けるため、より一歩踏み込んだ改正を検討すべき。
- 政府方針の記載事項が遵守されるよう周知徹底を図るとともに、その履行確認を実施するなど、発注関連業務の適切な運用を確保すべき。

行政手続きの合理化に向けた改革

令和5年6月15日

自由民主党行政改革推進本部
行政手続き等に関するプロジェクトチーム

許認可等の規制は、国民の自由を制限し、義務を課すことにより、国民の負担増をもたらすものである一方、社会における有害な事象やリスクを軽減・防止し、生命・身体の安全や財産を保護するなどの役割を持つものである。

社会経済情勢の変化に対応し、必要となる規制は新設する必要があるが、他方で、既に役割を終え、不要になった規制については見直し・廃止をすることが望ましい。

また、行政手続きの改革においては、国民向けの行政手続きに加え、事業者向けの行政手続きについても合理化を進めるべきである。例えば、建設業界は、長時間労働、人手不足、高齢化といった深刻な課題を抱える中、アナログ・非効率な行政手続きによって、中小工務店等の現場に大きな負担を与えている。建設業界の課題解決のためには、建設DXによりアナログな建設行政手続きをデジタル化し、労働生産性を抜本的に向上させることが不可欠である。また、建設事業者・行政双方の事務負担を軽減するためにも、建設関連行政手続きについてはオンライン化・書式統一化等を徹底すべきである。

加えて、行政改革は行政のコストの低減だけではなく、その質の向上を図ることも重要である。役務の公共調達について、国を挙げて賃上げを求めている状況の中にあっては、特に人件費比率の高い業務の入札改革が急務である。

当PTは、このような認識の下、関係者や有識者からヒアリングを行い、議論してきた。その取りまとめとして、以下のとおり提言する。

1. 許認可等の整理合理化

(1) 許認可等の整理合理化に向けた取組

新たな規制は、社会の複雑化によって想定されるリスクが増大することにより、リスクの顕在化を予防するために設けられたり、事故の発生を契機に再発を防ぐために設けられる。さらに、社会のニーズに応じて規制を緩和することにより、新たな規制が必要となることもあり得る。こうしたことから、規制の数は一般的に増加傾向にあると考えられ、総務省による「許認可等の統一的把握の結果」やデジタル庁による「行政手続等の棚卸結果等」からも、その傾向をみてとることができる。

他方で、「行政手続等の棚卸結果等」をみると、件数が不明の手続きや、年度内に適用件数が「0件」の手続きが相当数みられるところである。このような手

続きの中には、例えば、安全に関わるようなもので、事故が発生した場合に初めて適用されるなど、必要不可欠な手続きが当然含まれるものの、もはや役割を終え、不要になった手続きも多数存在するものと推察される。

このため、「行政手続等の棚卸結果等」において、国と民との間の許認可等の手続きで、適用件数が「0件」であったもののうち、「0件」の状態が中長期にわたり続いているものについては、当該手続きを所管する府省において、その根拠となっている法律・政令・省令等の次期改正の機会を捉え、当該手続きの目的に鑑みて現在もなお必要かどうか、原則廃止の観点で点検を行う。

その結果、引き続き維持する手続きについてはその根拠が十分なものでなければならぬ。逆に、役割を終え、不要になったと判断できる手続きについては、廃止のために必要な措置を講ずることとする。あわせて、件数が不明の手続きに関しては、件数の把握に引き続き取り組む。

(2) 許認可等の手続きの簡素化に向けたDX化の推進

一般に、規制の評価は、規制により得られる便益が、規制により失われる便益や規制に伴うコスト(規制の遵守費用)よりも上回るか否かを評価することとなるが、規制により得られる便益や失われる便益を厳密に評価することは難しい。他方、国民の申請手続きに係るコスト等の規制の遵守費用については、許認可等の手続きの簡素化に向けてDX化を推進することにより、国民、行政機関双方の負担を削減することが可能である。

行政手続きのDX化については、デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)、さらに「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、政府において取り組まれているものと認識している。

引き続き、デジタル社会の実現に関する司令塔であるデジタル庁を中心に、行政手続きのDX化を推進し、そのコストを低減しつつ、社会のリスクを減らし、安全に安心して暮らせる社会を実現していくべきである。

(3) 行政改革推進本部による規制審査の充実

行政改革推進本部では、従来から内閣提出法案の中で規制を新設するものについて、その内容を聴取し、規制改革の観点から審査を行っている。その審査においては、規制の新設は必要最小限のものとするとの基本的な考えに立ち、規制の必要性に加え、新たに規制を設けることが関係者の負担を考慮してもなお必要であるかどうかを確認することが必要である。このことを踏まえて、行政改革推進本部は、規制の新設審査において留意すべき観点を整理し、厳格な審査を行う。

2. 建設に関する行政手続きの合理化

(1) 建設行政書類の統一化・簡素化

公共工事における提出書類等の建設行政書類において、記載項目や提出フォーマットが自治体ごとに異なっており、事務作業の非効率化を招いている。国土交通省がイニシアティブを発揮し、建設行政書類の項目・フォーマットを全国統一の書式に統一化・簡素化すべきである。

例えば、九州沖縄ブロックにおける工事書類の様式統一化や、関東ブロックにおける「土木工事書類スリム化ガイド」の改定といった成功事例の横展開を進める形で、まずは地域ブロックごとに建設関連書類の簡素化・統一化を進めることが考えられる。

（２）建設行政手続きのオンライン化

建設行政手続きの多く（例：道路占用・使用許可申請等）が紙申請等未だにアナログであり、建設事業者の事務負担が大きい。建設行政手続きのデジタル化の徹底のためには、デジタル庁と国土交通省とが連携して、地方自治体も含めた取組を進めるべきである。具体的には、アナログな手続きの洗い出し・優先順位の設定及びこれらを踏まえたデジタル化へのロードマップの作成や、国による自治体への建設DX支援等も検討すべきである。

また、補助金申請等において、補助金ごとに必要な申請書類の簡素化・統一化を図るとともに、同一の書類を複数の行政機関に提出させることのないよう、国も含めた行政機関の間でデータの共有を行い、申請等のワンストップ・ワンストップ化を進めるべきである。

（３）建築確認・消防同意手続きのオンライン化

ほぼ全ての建築において必要となる建築確認手続きにおいて、建設事業者・指定確認検査機関双方の負担を軽減する必要がある、建築確認のオンライン申請・遠隔での検査業務の実施等を推進すべきである。

加えて、建築確認手続きにおける消防同意については、共通基盤システムを整備することにより、自治体ごとにバラバラであった手続きを電子化・統一化すべきである。

（４）データのオープン化

建設事業者の行政手続きに要する移動時間等の削減を図るため、必要性の高い行政保有データ（隣地の道路名や下水道の状況等の自治体が保有するデータを含む）を、機械判読可能な形で公開したうえで、インターネットによる閲覧を可及的速やかに可能とするべきである。また、それらのデータについては、国土交通省が推進する国土交通データプラットフォームに一元化されることが望ましい。なお、その実現においては、国土交通省主導で、総務省・デジタル庁と連携しつつ、特に必要性の高い行政保有データから優先的に公開を進めるなど、ロードマップを作成の上推進すべきである。

(5) 建設DXに資する助成の創設・充実

デジタル庁を中心に関係省庁と連携の上、アナログ規制の抜本的な見直しが進められており、建設分野においては対面・目視原則などを廃止し遠隔臨場を可能とする法規制の見直しやテクノロジーマップ・技術カタログの整備などが進められている。こうした規制緩和の流れを加速度的に進め、建設分野におけるDXの社会実装を推進するためにも、国土交通省において昨年度補正予算において整備された「建築BIM加速化事業補助金」と同様に建設分野のDX推進に特化した助成を新たに創設すべきである。

検討にあたっては、既存の補助金（例：IT導入補助金、ものづくり補助金）では対象にならない・使いにくい面があることも考慮の上、ハード機器の導入、複数ベンダーからの調達、役務を含むパッケージ形式の委託費用等についても柔軟に活用できる制度設計や、中小工務店の建設DX推進の観点から、前述したテクノロジーマップ等に掲載されたデジタル要件を満たす製品の場合には申請時の手続きを大幅に簡素化するなどの仕組みを検討すべきである。

3. 公共調達のあり方について

公共調達は、公共工事と物品・役務に大別される。公共工事については、一回の入札手続きで複数年度にわたる契約が結ばれ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）（以下、「品確法」という。）により、適正な入札価格等を確保する仕組みが整備されている。

他方、物品・役務は毎年度の業務であるため、その入札も毎年度行われることとなるが、落札しようとする会社は、前年度の価格を参考に入札することとなるため、入札価格は毎年度下がり続けることとなる。特に、ビルメンテナンス業務に代表される人件費比率が高く、人件費単価が低い役務の入札においては、人件費が業務の大半を占めることから、その傾向が強くみられることが懸念される。行政改革は行政コストの低減だけではなく、その質の向上を図ることも重要であり、このような状況を改善するため、以下について検討すべきである。

(1) 品確法等の一層の強化

令和元年6月に改正された品確法では、発注者の責務として「公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。」と規定され、また、令和2年1月に改正された同法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）」においても、工事の発注者は工事の目的物に係る発注関係事務の適切な実

施に努めることとされたところである。ビルメンテナンス業務も品確法の対象であるものの、曖昧であり、努力義務にとどまり、実効性に欠けるため、より一歩踏み込んだ改正を検討すべきである。

（２）政府方針の遵守の促進

「令和５年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和５年４月２５日閣議決定）には、役務等の発注の際の適正な予定価格の作成や人件費比率の高い役務契約におけるダンピング防止に向けた取組、清掃や庁舎管理など最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約のあり方、最低賃金額の改定に伴う契約金額の年度途中の見直し等について記載されている。

また、個別分野においても、例えばビルメンテナンス業務に関しては、厚生労働省が策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成２７年６月１０日）において、予定価格の適切な設定、必要に応じて総合評価落札方式の適用や、低入札価格調査制度、最低制限価格制度の適切な活用をすることによるダンピング受注の防止等について記載されているところである。これらの政府方針の記載事項が遵守されるよう周知徹底を図るとともに、その履行確認を実施するなど、発注関連業務の適切な運用を確保すべきである。

＜行政手続き等に関するPT 開催実績＞

第1回 令和5年5月9日（火）15：00～ リバティ4号室

「建設に関する行政手続きの合理化について」

講師：岡本 杏莉 建設DX研究所 代表

（（株）アンドパッド執行役員）

宇梶 慧 建設DX研究所

（（株）Liberaware スマート保安事業部 部長）

渡部 郁巴 建設DX研究所

（セーフィー（株）営業本部 第2ビジネスユニット部
ビジネスストラテジーグループリーダー）

第2回 令和5年5月23日（火）16：00～ リバティ4号室

「公共調達のあるり方について」

1. 公共調達における役務のあるり方について

講師：岡田 知己 （公社）全国ビルメンテナンス協会 執行委員
/ （一社）北海道ビルメンテナンス協会 会長

2. 厚生労働省におけるビルメンテナンスの調達の状況について
厚生労働省よりヒアリング

第3回 令和5年5月24日（水）14：00～ リバティ4号室

「許認可等の整理合理化について」

1. 許認可等の整理合理化とDXについて

講師：森田 朗 （一社）次世代基盤政策研究所 代表理事

2. 許認可等の整理合理化の状況について

総務省（行政評価局総務課・行政管理局企画調整課）よりヒアリング